

令和8年度長野市市民農園（長野市大岡中ノ在家クラインガルテン） 募集要項

1 農園の名称及び設置場所

名称	設置場所
長野市大岡中ノ在家クラインガルテン	長野市大岡中牧 683 番地 1

2 農園の概要

(1) 区画数

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 全12区画
- ・ 農園のみ 全11区画

(2) 区画面積 約 200 m²

(3) ラウベ

木造（ログハウス調）2階建て 面積=38.0 m²（11.5坪）
休憩室2・DK1・テラス1・トイレ・シャワーユニット
構造 一部オール電化及び玄関及びテラスの戸がオートロック式

(4) 共同施設（休憩棟）

木造平屋建て 342.81 m²

管理機2台・草刈機2機を備えており、無料（燃料は自己負担）で自由に使用できます。

3 募集区画数

- ・ラウベ（休憩小屋）付き農園 1区画（18）
- ・農園のみ 9区画（1・4・7・8・10・12・14・17・23）

募集期間：令和7年12月18日（木）～12月25日（木）必着

抽選日：令和8年1月23日（金）

4 使用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

5 使用料

1区画の年間使用料は、次のとおりです。

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 209,500円
- ・ 農園のみ 15,700円

ただし、条例の規定により使用料が変更されたときは、その額とします。

※ ご注意いただきたいこと

- ・ 使用料は、毎年4月にお支払いいただきます。
- ・ ラウベに関わる電気・ガス・水道・汲み取り・雑排水抜き取り料金は、使用者の負担となります。なお、各手続きは、使用者の責任において行っていただきます。

6 応募資格

応募者は、次の条件を満たすことが必要です。

- ・ 代表申込者は、大岡地区及び市内の近隣中山間地域に住所を有しない者（ただし、農園のみの使用者はその限りではない）
- ・ 自ら農園を使用し、耕作できる者

7 使用のきまり

「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」、「長野市市民農園（大岡中ノ在家クラインガルテン）使用のきまり」等を遵守してください。

主なきまりは、次のとおりです。

- ・ 農園における栽培作物は、自家消費のものに限定します。
- ・ 農園では、原則永年性の作物の栽培は禁止します。野菜や花等の作物でも、他の使用者の迷惑となるために禁止するなど、栽培方法について制限することがありますのでご了承ください。
- ・ 借入れた農園は責任を持って管理し、景観保全に努めてください。
(複数の他の使用者から使用が不適切であると指摘されたときは使用承諾の取消しになることがあります。)
- ・ ラウベは住居ではありませんので、長期滞在又は住所を移して住むことはできません（居住はできません）。
- ・ 使用期間は3年を1期契約とします。
- ・ 中途解約は原則として認めません。また、やむを得ず中途解約をした場合、納付済みの使用料は還付しません。

8 申込方法

- ・ 長野市市民農園使用申込書により、長野市地域・市民生活部大岡支所にお申込みください。持参もしくは郵送とします。
- ・ ラウベ付きは1区画、ただし、農園のみと合わせて3区画を限度に申し込みが可能ですが、使用決定後の辞退は認めません。

9 使用者の決定

- ・ 農園については隨時募集とし、申込順に使用者を決定します。
- ・ ラウベについては、申込順に使用者を決定せず、抽選で使用者を決定します。
- ・ 抽選から外れた場合、申込みのない区画があれば、希望により使用を決定します。
- ・ 抽選には、申込者本人又は代理人（委任状を持参すること）が必ず出席してください。

10 申込み・問い合わせ先

長野市地域・市民生活部 大岡支所 市民担当

〒381-2703 長野市大岡乙287番地

TEL 026-266-2121

FAX 026-266-2012 E-mail: oooka@city.nagano.lg.jp